

警報発令に伴う措置について

京都府立加悦谷高等学校

- 1 午前6時の時点で、与謝野町を含む地域に「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが一つでも発令されている時は、自宅待機とする。

午前10時の時点で上記警報が解除されている時は、午後から平常授業とし、解除されていない場合は午後からも臨時休業とする。

なお、与謝野町外から通学する生徒は、自宅地域に上記の警報が発令されている場合は自宅で待機し、自宅地域で警報が解除され次第速やかに登校すること。

- 2 午前6時の時点で、与謝野町を含む地域に「大雪警報」が発令されている時は、3時間目(10時40分)から平常授業を行う。

- 3 この他、校長が必要と認めた場合は、臨時休業の措置をとることがある。

原則として電話連絡はしない。

平成22年8月24日改訂